

小平市空き家等の適正管理に関する条例(案)に対するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施の概要

| | |
|--------|-----------------------|
| 期 間 | 平成24年8月27日～平成24年9月26日 |
| 意見応募者数 | 4名 |

2. 意見等の内容別件数

| | |
|-------|----|
| 意見の種類 | 件数 |
| 対象 | 1件 |
| 対応 | 5件 |

3. 意見等に対する対応状況

| | |
|------|----|
| 対応済み | 2件 |
| 参 考 | 4件 |

意見等への対応

| 番号 | ご意見等 | 検討結果 | 対応 |
|----|--|--|------|
| 1 | 虫の大量発生や庭木の繁茂についても対応できる条文としてもらいたい。 | 火災の危険があると認められる場合や、害虫の発生原因となっていることが認められる場合についても、市として所有者等に対して適正な管理を行うよう助言等を行うことしております。 | 対応済み |
| 2 | 市の対応として、「公表する」程度で所有者が対応するか疑わしい。シルバー人材センターでの委任代行といった手続きが必要と考える。 | 空き家等は個人財産であり、所有者等の責任において対応すべきものと考えております。市としては、所有者等に助言や指導、勧告を行うことで、適正な管理を促して参ります。 | 参考 |
| 3 | 市内の調査を行い、全体を把握するべきである。 | 平成24年度に、市内全域を対象に空き家等の現況確認調査を行っております。今後も適宜調査を行い、実態把握に努めてまいります。 | 参考 |
| 4 | 危険を伴う場合は、期限をきって所有者か管理者が対応するようにしてもらいたい。 | 指導、勧告を行うに際しては、対応期限を定めることとしております。 | 対応済み |
| 5 | 事故や損害があった場合はそれぞれに応じて、決められた期間内に弁償することとしてもらいたい。 | 当事者間での話し合いにより解決すべきものと考えております。 | 参考 |
| 6 | 空き家管理税等を課してでも管理してもらいたい。 | 空き家等は個人財産であり、所有者等の責任において対応すべきものと考えております。 | 参考 |